

鈴鹿医療科学大学 向精神薬に関する管理規程

(趣旨)

第1条 鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等に使用される向精神薬の管理については、麻薬および向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下、「法」という。）およびその他の法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「向精神薬」とは、麻薬および向精神薬取締法第2条第6号に規定するものをいう。
- (2) 「向精神薬研究者」とは、学術研究のため、向精神薬を使用、製剤または製造する本学教員等をいう。
- (3) この規程および本学覚せい剤・向精神薬管理委員会規程における「部局」とは、大学院研究科、学部、東洋医学研究所、健康管理センター、事務局をいい、「部局長」とは、これらの長をいう。

(向精神薬の管理組織)

第3条 本学における向精神薬の管理の統括は、学長が行う。

- 2 向精神薬の管理に際し、その徹底と万全を期するため、管理組織として覚せい剤・向精神薬管理委員会（以下、「管理委員会」という。）を置く。
- 3 向精神薬を保管および使用する学科等ごとに、各部局の状況に応じて向精神薬管理責任者（以下「管理責任者」という。）をおく。管理責任者は部局長が指名する。
- 4 管理委員会は、当該研究室等における向精神薬を適正に管理するとともに、事故等の防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 管理委員会は、使用簿により保管量および使用量を把握するとともに、定期的に向精神薬の保管量と使用量等を使用簿と照合して確認するものとする。
- 6 管理委員会は、向精神薬を使用する者（以下、「使用者」という。）に対し、向精神薬の適正な取扱方法についての指導に努めなければならない。
- 7 その他、管理委員会については、別に定める。

(使用者の責務)

第4条 使用者は、関係法令及び本規程を遵守するとともに、管理責任者が職務上必要と認めて行う指示に従い安全に十分注意しなければならない。

(向精神薬の保管)

第5条 向精神薬は、鍵をかけた保管庫に保管しなければならない。

(向精神薬の管理)

第6条 管理責任者は、向精神薬購入計画時、管理委員会に申請し、購入後、使用者が使用する向精神薬の管理を行うとともに、法に基づき記録が必要な向精神薬について、使用の都度品目ごとに使用数量を使用簿に記録しなければならない。

2 管理責任者は、向精神薬に関する事故を防止するため、随時、向精神薬の使用量および現在量の点検を行わなければならない。

(向精神薬事故の届出)

第7条 使用者は、使用している向精神薬について、事故が生じたときは、直ちに管理責任者、管理委員会に報告しなければならない。報告を受けた管理責任者は、所属部局長へ、管理委員会は、学長に報告するものとする。

2 学長は、この報告があったときには、法第50条の22に規程する事故の届け出の必要があるものについて、厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、盗難、強奪、脅取および詐欺であることが明らかな場合は、すべて届け出なければならない。

(向精神薬の年間報告)

第8条 管理責任者は、前年に取り扱った向精神薬について、向精神薬製造・使用報告書を毎年2月10日までに管理委員会に提出しなければならない。

2 管理委員会は、2月末までに都道府県知事に届け出なければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議決を経て行うものとする。

(事務局)

第10条 向精神薬に関する事務は、大学事務局庶務課が担当する。

附 則

この規程は、平成 24年 3月 16日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24年 9月 13日から施行する。